

8月28日（水）に行われた渋谷内閣審議官による記者会見の冒頭発言

本日は、環境、知的財産、金融サービス、原産地規則、物品市場アクセス、投資の各分科会と首席交渉官会合が行われた。このうち、金融サービス、原産地規則、物品市場アクセス、投資の各分科会が、予定上の最終日であった。また、今日から競争、そして、今晚から明日までの予定で一時的入国の分科会が始まった。一時的入国は、ビザの発給や家族の同伴に関する手続きなど、ビジネスマンの入国や滞在に関する手続きについてのものである。こうした手続きの簡素化を求めるものであり、広い意味での市場アクセスの一種である。日本の経済界からも強い要望が寄せられている。以上のように、本日は8分科会が行われた。

物品市場アクセスについては、本日は2か国と協議を行った。物品市場アクセスの交渉状況は、30日に説明する。

本日で終了した原産地規則は、難しく、かつ、重要な分野である。製品の原産地を決める基準や証明手続きについて議論するものである。この分野では、証明手続き等を別として、大きく2つの点で議論が進行している。1つ目は、個別品目ごとの工程をどこまで認めるかというもの。繊維製品を例に挙げると、輸入を制限しようと思う国は、厳しいルールを設けようとするようになる。一般的に、繊維製品の製造には、綿花から糸を紡ぎ、布を作り、縫製するという3つの工程がある。3工程全てをその国で行わないとその国の原産と認めないとする考えは、アメリカが結んでいるEPAには多く見受けられるもので、一番厳しいパターン。逆に輸出を促進したい国が主張する緩いパターンは、最終工程がその国で行われれば、その国の原産と認めるというもの。こうした意見の対立があり、繊維の分科会で議論が交わされている。こうしたことを品目ごとに決めることをProduct Specific Rule (PSR) という。原産地規則は物品市場アクセスの裏番組みたいなものであり、関税を下げると原産地規則を厳しくしてその品目を守ろうとする。その逆もありうる。これは、タリフラインに合わせて、一品目ごとに議論されるものであり、膨大な作業が必要となる。したがって、関税の交渉が煮詰まらないと、原産地規則を厳しくしているのか緩くしているのかの判断ができない。これがこの分野が遅れている理由である。PSRの作業は順次進んでいるが、半分以上残っている状況である。

個別品目とは別に共通ルールについても議論されている。共通ルールとは、例えば、3工程がTPPの域内国で行われれば、原産地と認めるというもの。日本の原材料で日本で部品を作ってベトナムで組み立てればTPP国内産として、TPP域内の低くなるであろう優遇された関税が適用されることになる。これが、累積という考え方であり、これが認められれば日本の強みになる。日本の製造業は、最終の加工工程が途上国に出ている場合が多いが、日本の強みは部品のような中間財であり、この分野は高度な技術を要するものである。また、中間財である部品の製造は中小企業が強い。ところが、ベトナム産とするにはベトナムで生産された部品を使う必要があるというルールとなると、部品メーカーもベトナムに進出しないといけなくなり、組み立て工場だけでなく、部品工場も空洞化してしまうことになる。そうでなく、TPP域内の部品を使用していれば、TPP域内産としてもよいとなれば、日本にいながらTPP域内産としてTPP加盟国向けに優遇関税で部品を輸出できる。空洞化をせずにビジネスを拡大できる。だが、累積をどこまで認めるかは、表の関税交渉が煮詰まらないと、煮詰まらない。今回のブルネイ会合ではこれら以外の難しくない部分については技術的な詰めを行ったようだが、物品市場アクセスと表裏一体の部分は、その状況も見ながら詰めていく予定である。日本では物品市場アクセスも関心が高いが、原産地規則についても、メディアのみなさんも関心を持ってもらいたい。

(以上)